

○大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例

令和3年12月22日大府市条例第24号

大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が十分でない人の権利を守り、その人の希望に沿う形で財産の管理や生活の保障を法的に行うための制度です。超高齢社会による認知症高齢者や親なき後の支援が必要となる障がいのある人等の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性はさらに高まっています。

そうした人々を支える重要な手段にもかかわらず成年後見制度が十分に利用されていないことを背景に、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）が制定され、平成29年に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。

本市は、国立長寿医療研究センターを始めとする国内有数の研究機関が所在する恵まれた環境の下、全国に先駆けて、認知症施策を積極的に推進してきました。平成29年には、全国初となる大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例（平成29年大府市条例第27号）を制定し、「認知症不安ゼロのまち おおぶ」の実現を目指して、より一層力を入れて取り組んでいます。成年後見制度の利用の促進は、認知症施策とともに、全ての市民が人生100年時代を安心して暮らしていくために非常に重要かつ有効なものであり、市が責任をもって取り組む必要があります。

ここに、一人ひとりに適した成年後見制度の利用を促進し、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある人の誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、法の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、市の責務を明らかにすること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 成年後見制度の利用の促進は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある人の誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現を目指して、成年被後見人等（法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。以下この項において同じ。）が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、

その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等（法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

（市の責務）

第3条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。

（関係者の役割）

第4条 成年後見人等、成年後見等実施機関（法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。）及び成年後見関連事業者（法第2条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。第6条において同じ。）は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の相互の連携）

第6条 市、成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第7条 市は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

（地域連携ネットワークの構築等）

第 8 条 市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を設置するものとする。

（成年後見等実施機関の設立に係る支援等）

第 9 条 市は、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（審議会の設置）

第10条 法第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議させるため、大府市成年後見制度利用促進審議会（次項において「審議会」という。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（基本計画に関する経過措置）

2 市は、この条例の施行前においても、第7条の規定の例により、基本計画を定めることができる。

3 前項の規定により定められた基本計画は、この条例の施行の日において第7条の規定により定められたものとみなす。